平成２８年（フ）第７８５４号
東京都文京区本郷２丁目26―12―302、住民票上の住所東京都江戸川区中葛西３丁目36―11―302
債務者　芳中　浩二
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６０号
東京都練馬区大泉町３丁目40―14―101
債務者　桑田美千代
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６１号
東京都練馬区旭町３丁目６―21　ラ・エスポワール１―Ａ
債務者　中尾まゆみ
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６３号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―６―602
債務者　前田　大祐
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６４号
東京都小金井市緑町２丁目５―54　ＹＭＳレジデンスＡ棟206
債務者　橋本　美穂（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６５号
東京都豊島区上池袋３丁目39―24
債務者　伊藤　高志（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６６号
神奈川県川崎市中原区上新城１丁目２―１　メディアＳ．Ｄ201
債務者　流出　大樹
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６７号
東京都板橋区小豆沢４丁目19―15　Ｂ　ＣＩＴＹ　ＡＰＡＲＴＭＥＮＴ　ＴＯＫＹＯ　ＮＯＲＴＨ605
債務者　市田　佳佑
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６８号
東京都大田区南千束３―18―12　竹内方、住民票上の住所東京都台東区入谷１丁目21―４　入谷センチュリープラザ21　409
債務者　浅利正友紀
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８６９号
東京都江戸川区東葛西５丁目32―10―302
債務者　木村　和央
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８８１号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１　瑞穂アパート８―405
債務者　鈴木　知美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９０１号
東京都西東京市富士町５丁目７―11
債務者　白川　典子（旧姓周田）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９０７号
東京都板橋区成増１丁目24―６―204
債務者　橋本　美香
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９０９号
東京都墨田区石原３丁目19―８―502
債務者　阿部　貴幸
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２８年（フ）第２５５３号
大阪市東淀川区淡路１丁目５番18号　第２エクセルハイツ　101号
破産者　大井　　優
1　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成28年11月２日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部